

令和6年度大野・勝山地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況

大野・勝山地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成20年条例第1号）に基づき、職員の給与や勤務状況等について報告いたします。

第1 職員の給与及び勤務状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況

各年度4月1日現在の各部門別職員数の状況は次の表のとおりです。

区分		職員数(人)		対前年 増減数 (人)	主な増減理由
部門		令和6年度	令和7年度		
一般行政	総務	5	5	—	
	民生	1	1	—	
	衛生	3	3	—	
合計		9	9	—	

(2) 職種別職員数の状況

各年度4月1日現在の職種別職員数の状況は次の表のとおりです。

職種	職員数(人)	
	令和6年度	令和7年度
一般行政職	9	9

(3) 職員の採用と退職の状況

令和6年度における職員の採用および退職は次の表のとおりです。

職種	採用者数(人)	退職者数(人)
一般行政職	0	0

2 職員の人事評価の状況

職員の勤務の業績や職務に関連する能力、態度等を公平かつ統一的に把握し、人事管理並びに職員の能力開発、育成及び活用を図ることを目的として、人事評価を実施しております。

評価期間	毎年 4月1日～3月31日
評価項目	①業績、②態度・能力
評価区分	S・A・B・C・Dの5段階評価
評価結果の反映	勤勉手当に成績率及び昇格に反映

3 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況

令和6年度の普通会計の決算における人件費の状況は次の表のとおりです。

区分	歳出決算額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)%
令和6年度	千円 3,688,583	千円 74,167	千円 87,201	% 8.7

(注) 人件費には職員給与費の他、特別職に支給される報酬、市町村職員共済組合負担金等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

令和7年度の普通会計の当初予算における職員給与費の状況は次の表のとおりです。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和7年度	人 9	千円 40,710	千円 5,771	千円 17,399	千円 63,880	千円 7,097

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

令和7年4月1日現在の職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢は次の表のとおりです。

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	円 370,033	円 436,504	歳 50.1

(4) 職員の初任給の状況

令和7年4月1日現在における職員の初任給の状況は次の表のとおりです。

区分	大野・勝山地区広域行政事務組合		国	
	初任給額		初任給額	
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,000 円	
	高校卒	188,000 円	188,000 円	

(5) 職員の級別職員数の状況

令和7年4月1日現在の職員（一般行政職）の級別職員数は次の表のとおりです。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
代表的な職名	主事 技師	主事 技師	係長 主査	主幹 係長	次長補佐	事務局長 次長	事務局長 次長	
職員数	人 1	人 0	人 1	人 3	人 2	人 0	人 2	人 9
構成比	% 11.1	% 0	% 11.1	% 33.4	% 22.2	% 0	% 22.2	% 100.0

(6) 職員手当の状況

①扶養手当等

令和7年4月1日現在における主な職員手当の状況は次の表のとおりです。

手当名	大野・勝山地区広域行政事務組合	国との比較																		
扶養手当	① 配偶者 3,000 円 ② 配偶者以外 子の場合 11,500 円 子以外の場合 6,500 円 ③ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間の子 子1人につき 5,000 円を加算	同じ																		
住居手当	借家・借間 ①月額27,000円以下の家賃 家賃-16,000円 ②月額27,000円を超える家賃 (家賃額-27,000円) × 1/2 + 11,000円 (上限額: 28,000円)	同じ																		
通勤手当	交通機関等利用者 ①運賃等相当額 ②運賃等相当額が55,000円を超える場合は、55,000円 自動車等の使用者 使用距離(片道)に応じて2,000円~31,600円 交通機関等と自動車等の使用者 運賃等相当額と自動車等に係る額の合計額。ただし、 その合計額が55,000円を超える場合は、55,000円	同じ																		
期末・勤勉手当	期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 1.025月分 <u>12月期 1.275月分 1.075月分</u> 計 2.500月分 2.100月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	同じ																		
管理職手当	事務局長 77,400円を支給 事務局次長 62,300円を支給	同様の制度はあるが額の比較はできない																		
退職手当	大野・勝山地区広域行政事務組合では、福井県市町総合事務組合退職手当支給条例に基づいた支給率、加算措置を行っている <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> <th>勧奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695月分</td> <td>24.586875月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395月分</td> <td>33.27075月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575月分</td> <td>47.709月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.709月分</td> <td>47.709月分</td> </tr> <tr> <td>その他加算</td> <td colspan="2">定年前早期退職特例措置(2%~20%)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	自己都合	勧奨・定年	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分	その他加算	定年前早期退職特例措置(2%~20%)		同じ
区分	自己都合	勧奨・定年																		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分																		
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分																		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分																		
最高限度額	47.709月分	47.709月分																		
その他加算	定年前早期退職特例措置(2%~20%)																			
特殊勤務手当	廃棄物の処理作業に従事したときに支給 日額800円	同様の制度はあるが額の比較はできない																		

②時間外勤務手当

令和5年度及び令和6年度の時間外勤務手当の状況は次の表のとおりです。

区分	令和5年度	令和6年度
支給額	2,277千円	1,309千円
職員1人当たりの平均支給年額	325千円	187千円

4 特別職の報酬の状況

令和7年4月1日現在の特別職の報酬の状況は次の表のとおりです。

区分	報酬額（年額）
議長	20,000円
副議長	17,000円
議員	14,000円
監査委員	10,000円

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間の状況

令和7年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8:30～12:00 13:00～17:15
休憩時間	12:00～13:00

（2）休暇、休業制度の状況

職員の休暇、休業制度の概要是次の表のとおりです。

区分	内容	
年次休暇	1年につき最高20日付与	
病気休暇	公務上負傷または疾病	必要と認める期間
	上記以外の私疾病	90日以内
特別休暇	公民権の行使のための休暇	必要と認める期間
	証人等出頭のための休暇	必要と認める期間
	感染症予防休暇	必要と認める期間
	産前休暇	出産予定日までの8週間以内
	産後休暇	出産の翌日から8週間
	1歳未満の子の育児時間	1日2回、1回30分以内
	骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
	結婚休暇	連続する5日以内
	妻の出産に伴う休暇	入院から出産後2週間までの間に2日以内
	妻の出産に伴う男性職員の育児参加	出産予定日の6週間前から出産後1年の間に5日以内
	中学校就学前の子の看護休暇	1年において5日以内 (子どもが2人以上の場合、10日以内)
	短期介護休暇	1年において5日以内 (要介護者が2人以上の場合、10日以内)
	忌引	続柄に応じて1日から7日
	父母追悼のための休暇	父母の死亡15年以内において年各1日以内
	夏季休暇	連続する5日以内
	災害復旧のための休暇	連続する7日以内で必要と認められる期間
	災害事故に伴う休暇	必要と認められる期間
	退勤途上危険回避のための休暇	必要と認められる期間
	大学通信教育面接のための休暇	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	1年において5日以内

	妊娠及び出産後の女性の健康診査のための休暇	必要と認められる期間
	永年勤続休暇	勤続年数が25年に達した日の翌年度1年の間に5日以内
	不妊治療休暇	1年において5日以内
介護休暇	2週間以上にわたり介護を必要とする場合、3回を超える、かつ、通算して6ヶ月を超えない範囲内において必要と認められる期間	
介護時間	連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間	

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 令和6年度の分限処分の状況

分限処分とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条に基づき、公務能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、免職、休職、降任又は降給の不利益処分を行うことです。

令和6年度における処分の状況は、次の表のとおりです。

処分事由		人数（件数）
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号、第2項第1号	1
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号	0
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項	0

(2) 令和6年度の懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法第29条に基づき、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に、免職、停職、減給又は戒告の不利益処分を行うことです。

令和6年度における処分の状況は、次の表のとおりです。

処分事由		人数（件数）
法令違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0
職務上の義務違反又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0

7 職員の服務の状況

職員の服務については、法第30条に基づき、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。（地公法第30条）

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ・秘密を守る義務（法第34条）
- ・職務に専念する義務（法第35条）
- ・政治的行為の制限（法第36条）
- ・争議行為等の禁止（法第37条）
- ・営利企業等の従事制限（法第38条）

令和6年度の職務専念義務免除および営利企業等従事許可の状況

許可内容	件数	人数
職務専念義務免除	0	0
営利企業等従事許可	0	0

8 職員の研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならぬとされています。（法第39条）

令和6年度の職員研修の状況

職員一般研修（自治研修所）	6人
---------------	----

9 職員の福祉および利益の保護の状況

（1）福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって、具体的に定められています。共済制度を運用し実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。

令和6年度職員の健康診断の受診状況

一般健康診断	7人
人間ドック	2人
がん検診	3人

第2 公平委員会の事務の状況について

大野・勝山地区広域行政事務組合では、法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を福井県人事委員会に委託しています。

1 勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、公平委員会に地方公共団体の当局により適切な措置がとられるべきことを要求することができます。（法第46条）

令和6年度において、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

2 不利益処分に関する不服申立て

職員は、任命権者が職員に対して行った不利益な処分について、公平委員会に対して不服申し立てができます。（法第49条、第49条第2項）

令和6年度において、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。